

平成30年度から令和2年度の介護保険料

所得段階	基準	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円以下の人 	26,400円 ※2
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円を超え120万円以下の人	39,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額が120万円を超える人	44,000円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、課税年金収入額+合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円以下の人	48,700円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、課税年金収入額+合計所得金額(※1)から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円を超える人	58,700円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が120万円未満の人	66,300円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が120万円以上200万円未満の人	73,300円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が200万円以上300万円未満の人	88,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が300万円以上400万円未満の人	99,700円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が400万円以上500万円未満の人	108,500円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(※1)が500万円以上の人	117,300円

※1 合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の額です。

※2 低所得者の介護保険料を軽減するため第1号保険者の介護保険料「第1段階」の保険料基準額の負担割合を、0.5から0.45に軽減しました。軽減前の保険料は、29,300円です。

※当該年度の税申告での合計所得金額が、保険料を算定する基準判定所得となります。

※賦課期日は4月1日で、世帯状況は4月1日現在に基づきます。
(転入した人については、転入日の世帯状況に基づきます。)